

随意契約理由書

1 案件名称

淀川消防署加島出張所ほか 3 か所空調機修理

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 隨意契約理由

淀川消防署加島出張所ほか 3 か所に設置されている空調設備は、製造会社が独自に設計、製作したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造会社であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川消防署正面玄関自動ドア修理

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の自動ドア（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造メーカーが独自に設計、製作したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6154）

随意契約理由書

1 案件名称

大正消防署ほか4か所消防装備乾燥設備修理

2 契約の相手方

日精オーバル株式会社

3 隨意契約理由

大正消防署ほか4か所に設置されている消防装備乾燥機は、製造会社が独自に設計、製作したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造会社であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「なにわ」1200 時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、ヘリコプター「なにわ」（エアバスヘリコプターズ式 AS365N3 型）に対して実施するもので、耐空検査受検のために必要となる点検整備作業を行うものである。

ヘリコプターの運航にあたっては、年に 1 回有効な耐空証明書を取得する必要があり、そのためには 1200 時間以下点検及び不具合箇所の修理並びにサービスブリテン (SB) 等を実施することが前提となる。

また、本作業の実施にあたっては、市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を担っているヘリコプターの運用を休止することになるため、これらの作業を同時に実施するためには、運用休止期間を可能な限り短くしなければならない。

上記業者は、ヘリコプター「なにわ」の新規組立てを行った者であり、機体製造メーカーであるエアバスヘリコプターズ社から機体及びメイン・ローター・ブレードの修理認定を受けており、本業務を同時に実施することができる本邦唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条

第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局寝具（シーツ類）借入（単価契約）

2 契約の相手方

前川株式会社

3 隨意契約理由

先般より日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスが蔓延している状況で、消防職員間で感染が拡大した場合には、就業制限等により消防・救急体制を維持することが困難となるおそれがある。市民の負託に応えるためには、職員の感染を防止することが不可欠であることから、消防職員の衛生環境保全に万全を期すため、消防寝具のシーツ類の追加調達を行っていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より5類感染症に位置づけられ、就業制限等が緩和となるものの、当局として、新型コロナウイルス感染症のみならずその他の感染症対策にも万全を期して職員の衛生環境の保全が必要であること、並びに寝具を共有している場合において、シーツを共有することは衛生管理上、不衛生であることから、引き続き消防寝具のシーツ類を追加調達するものである。

消防寝具の追加調達は、令和5年2月から契約を結んでいるが、令和5年5月31日に契約期間が満了となることから、新たに入札を実施し契約締結までの期間、追加調達を延長する必要がある。

上記業者は、令和5年4月現在の寝具借入履行業者であり、本案件と併せて一元管理が可能で、迅速な供給対応が可能である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

消防局総務部総務課（電話番号 06-4393-6050）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎（九条）オーバーヘッドドア修理

2 契約の相手方

文化シャッター株式会社

3 隨意契約理由

本案件は、部品の経年劣化等により不具合が生じている上記庁舎の「オーバーヘッドドア」（以下「対象製品」という。）を修理するものである。

対象製品は製造メーカーが独自に設計、製作したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、対象製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、補修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 （電話番号 06-4393-6154）

随意契約理由書

1 案件名称

中央消防署ほか1か所空調機修理

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 隨意契約理由

中央消防署ほか1か所に設置されている空調設備は、製造会社が独自に設計、製作したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造会社であることから、本修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6165）